

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【松川村】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容（Ａ）	届出受領証等の提示（Ｂ）		問合せ先（Ｃ）		備 考（Ｄ）
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		建設水道課建設係	（直通）0261-62-3110	10月からの運用
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		子育て応援課子育て応援係	（直通）0261-62-3366	10月からの運用
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		税務課税務係	（直通）0261-62-3140	10月からの運用
保育所・学童保育所への送迎	○		子育て応援課子育て応援係	（直通）0261-62-3366	10月からの運用
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課税務係	（直通）0261-62-3140	パートナーシップ届出制度（届出受領証の有無）に関わらずに利用可能
要介護認定の代理申請		○	福祉課地域包括支援センター	（直通）0261-62-3290	パートナーシップ届出制度（届出受領証の有無）に関わらずに利用可能
生活保護制度の申請		○	福祉課福祉係	（直通）0261-62-3290	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要。
ＤＶ相談窓口の利用		○	福祉課福祉係	（直通）0261-62-3290	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等	○		総務課総務係	（代表）0261-62-3111	村職員が対象。令和7年度からの運用を検討中